

令和7年 業種別労働災害発生状況

令和7年3月末現在

小樽労働基準監督署 倶知安支署

区 分	令和7年(3月末)			令和6年(3月末)			令和6年(確定)			対 前 年		業 種 割 合
	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	増 減 数	増 減 率	
全産業合計		35	35		43	43		156	156	-8	-18.6	100.0
除く鉱業計		35	35		43	43		156	156	-8	-18.6	100.0
製造業					1	1		18	18	-1	-100.0	
内 訳	食料品				1	1		17	17	-1	-100.0	
	木材木製品							1	1	±0		
	家具・装備									±0		
	紙・パルプ									±0		
	窯業・土石									±0		
	機械・金属									±0		
	その他									±0		
鉱業										±0		
土石採取業								1	1	±0		
建設業		1	1		2	2		24	24	-1	-50.0	2.9
内 訳	土木工事業		1					10	10	1		2.9
	建築工事業					2	2		8	8	-2	-100.0
	木造建築業								5	5	±0	
	その他								1	1	±0	
道路貨物運送業					1	1		3	3	-1	-100.0	
その他の運輸業		2	2					3	3	2		5.7
陸上貨物取扱業										±0		
港湾運送業										±0		
林業								2	2	±0		
漁業		1	1					2	2	1		2.9
商業		8	8		9	9		20	20	-1	-11.1	22.9
接客娯楽業		15	15		12	12		31	31	3	25.0	42.9
清掃業								4	4	±0		
その他の事業		8	8		18	18		48	48	-10	-55.6	22.9

本統計は、労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。

倶知安支署の管轄は、後志管内のうち、倶知安町、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、ニセコ町、京極町、喜茂別町、真狩村、留寿都村、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村です。

今月のコメント	<p>1 3月計上分(15件) 土木工事業1件、その他の運輸業1件、漁業1件、商業4件、接客娯楽業6件、その他の事業2件 その他の事業1件</p> <p>2 特徴的な労働災害事例(3月受付分) ・足元が狭い高所作業において、墜落制止用器具のフックを架け替え作業中、バランスを崩し、約3m 墜落し足を被災した(土木工事業)。</p> <p>3 コメント ・墜落制止用器具の使用にあたり、2丁掛けのフックを架け替えする際は、確実に1本のフックが掛かった状態で、もう1本のフックを外すようにしましょう。</p> <p>4 お知らせ ・建設工事着工期労働災害防止運動(令和7年4月から令和7年6月) 「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンとし、建設現場における安全衛生活動の強化及び作業員の安全意識の向上を図りましょう。 ・北海道最低賃金が10月1日より960円から1010円に改定されています。</p>
---------	--